

徳島県つるぎ町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

まず政策づくりについては、議会は住民等と連携し、多様な民意を把握し、執行機関に対して政策の趣旨、財源、成果等を具体的に示した政策提言に努めている。

議員活動においては、本町においては会派・派閥が存在しないため、議員の経歴や経験年数に関係なく、各議員とも会派・派閥に拘束されない会議での発言や自由な議員活動が可能となっている。

そのため、町政全般にわたり、それぞれの課題や地域毎に住民の意見を的確にくみ取り、町政に民意を反映させる政策づくりを行うことができている。

また、政策を着実に推進していくためには、町長を始め町職員と協議を重ねて合意形成を図ることが不可欠であることから、議員同士あるいは議員と町職員の自発的な交流も盛んで、会議にとらわれない意見交換会も活発に行われている。自己の幅広い知識の向上を図るとともに、常に問題意識を高く持ちながら町の現状を把握し、住民の負託に応えるよう町づくりに取組んでいる。

議会としては、年4回の定例会において、4つの常任委員会のうち「総務産業建設常任委員会」、「文教厚生常任委員会」を開催して提出議案の審議を行うとともに、毎議会「全員協議会」を開催し、議会運営に関する協議・調整だけでなく、重要政策についての協議を行い、本会議の円滑な運営につなげている。また、町が抱える喫緊の課題や問題について、組織的な調査や町内外への研修・視察、検討を重ねる必要があるかどうかや、特別委員会設置の必要性を見極めるため、まずは現状を把握する勉強会を全議員参加のもと実施しており、効率的な問題解決・政策づくりに取組んでいる。

次に、監視機能については、町民生活に直接結びつく行政施策の最終意志決定機関にあたる議会の機能、役割の重要性を踏まえて充実させなければならないとの認識のもと、現在、設置している4つの常任委員会や全員協議会において、施策の審議が慎重に議論されるとともに、早急な対策を講ずべき施策は迅速に対応している。特に、毎年9月に開催される定例会の「決算審査常任委員会」においては、事業が適正に行われているか、費用に対する効果はどうだったかなど

の厳正な審査を行い、委員会で出された意見をその後の政策立案に活かすよう監視機能の強化に努めている。

今春、世界に新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本では4月16日、全国に緊急事態宣言が発令された。5月25日に解除されたものの、いつ、どこで、誰が感染するかも知れない状況下であり、常に感染予防対策を施さなければならない非常時となっている。

そのような中においても、町議会定例会の開催は必須であることから、町ホームページや議会だよりにおいて感染予防対策のお願いを掲載するとともに、会議出席者・傍聴者に対しては、議場入場口に感染予防対策のチラシを掲示し、各人に検温や手指のアルコール消毒、マスクの着用を実施している。更に、本会議においては演壇にアクリル板を設置し、また、委員会においては、出席者同士の密状態を避けるため、出席する職員数を各課1～2名に抑え、委員会室の2倍以上広い大会議室に会場を変更して開催し、議会活動の維持に努めている。

(事績2) 住民に開かれた議会

議会広報の取組みとしては、平成17年8月より当町ホームページで「町議会情報」の提供を行っている。その主な内容は、住民の議会への関心を高め、積極的な議会参加を勧めるため、議会の案内としての議員名簿や委員会構成、議場案内はもとより、議会のしくみや流れ、議会用語等の解説をわかりやすく掲載している。

また、定例会・臨時会等の開催については、議会の動きとして日時や内容等の議会日程を事前にお知らせするとともに、迅速な審議結果の掲載に努めている。さらに、後述の「つるぎ町議会だより」の閲覧コーナーを設けて創刊号からの掲載も行うなど、開かれた議会を目指して積極的な広報に取り組んでいるところである。

議会情報の発信は議会広報紙でも行っている。平成18年12月に議員6名で構成する議会広報編集常任委員会を設置し、「つるぎ町議会だより」を年4回発行して町内全戸へ配付している。

平成19年1月29日の創刊号以来、現在に至る発行回数は、令和2年10月27日発行で第56号に及ぶ。毎号、表紙や掲載記事の選定、レイアウトまで委員自らが編集を行っている。

主な掲載内容は、定例会等の議会概要と議案説明、一般質問、委員会での審議内容、議会の動きなどである。ケーブルテレビを設けていない本町としては、可能な限り紙面にて本会議や委員会など議会の状況が住民に伝わるように、また、議会の情報開示、説明責任が果たせられるように取り組んでいる。

今後の議会活動の広報・周知方法については、議会広報紙や町ホームページ等を軸に住民が求める新しい議会情報の発信のあり方について柔軟に対応し、更なる住民に開かれた町議会に向けて、親しみやすく、わかりやすい情報発信に努めていきたい。

ハード面での取組みとしては、平成29年3月末に議会関係施設のある本庁舎の耐震化工事とリノベーションが完成し、スロープやエレベーターの設置等建物のバリアフリー化が行われた。これにより、議会関係施設は、3階にある議場の傍聴席まで段差なく快適に利用できるようになり、議会を誰でも気軽に傍聴できるように配慮した環境が整備された。

また、本町は平成17年3月に半田町・貞光町・一字村が合併し誕生して以来、県下において女性議員の占める割合が高いと言われており、現在の女性議員数は定数12名のうち3名で、その割合は25%を占め、全国平均を大きく上回っている。このことは、男女共同参画を始め様々な人権意識の高さの現れでもある。地域社会の多様な課題に対し、住民から幅広く意見を聞くことにつながり、議会での議論もより一層活発なものとなっている。公正・公平かつ開かれた議会活動にとっては、極めて大きな刺激となっているので、さらに人権尊重の意識の向上を図り、住民一人ひとりを大切に思う町議会として前進していきたい。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

本町議会においては、住民の負託に応えるために、議会本来の機能、役割の重要性を踏まえた議会のあり方について改善・改革を行っている。

その主要な取組みの一つとして、議員定数の削減がある。近年加速化している

少子高齢化による人口減少や厳しい行財政、議員のなり手不足等の事情にかんがみ、町村合併以降に三度、議員定数が削減され、町の実情にあった議会へと変革してきた。町村合併後初の町議会議員選挙（平成18年）では議員定数18名であったが、平成22年に16名、平成26年に14名、そして、平成30年に12名に削減され、現在に至っている。

議員定数の削減によって、議員報酬をはじめとする行政経費を大幅に削減し、限りある財源を有効活用できるようになった。このことは、議員が住民の声に最大限応えられるように議会活動を積極的に展開することにつながり、地域活性化に結びついている。

また、地域活性化のために行った特別な取組みとして、徳島県西部に古くから伝わる傾斜地農法の「世界農業遺産」認定に向けた取組みがある。この農法は、斜面を棚田や段々畑のように水平に利用するのではなく斜面のまま作物を育てる方法で、先人たちは厳しい立地条件の中、知恵と技術で工夫を凝らし受継いできた。これが正に国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産に値するとの考えから始まった取組みである。

平成26年に傾斜地農法「にし阿波の傾斜地農耕システム」として本町を含む2市2町で開始した認定への取組みは、平成29年3月に国内候補地に選定されると同時に「日本農業遺産」に認定され、平成30年3月に中四国で初めて世界農業遺産に認定された。

本町議会は、世界農業遺産へ登録されることより、地域に暮らす人々の生活や文化も含めた伝統的な農業を営む地域の価値を評価し、認知度を高めることで地域の振興や活性化を後押しできるものと捉え、平成23年6月に世界農業遺産に認定された、白米千枚田を有する石川県輪島市への先進地視察を始め、各集落の農家や専用鋤職人等への現地視察、それらを踏まえての急傾斜地農業研修会を行った。町議会定例会での一般質問や委員会でも、認定後の町への経済効果や後継者問題等について審議を重ねた。国連食糧農業機関の現地調査にも積極的に参加して調査員に登録への熱意を伝えるなど、議員一丸となって認定に向けた活動を実施してきた。議会広報紙「議会だより」においても、国内候補地に選定されてからは表紙写真に町内の傾斜地農法に関する写真を起用して連載している他、農業遺産に関する記事を掲載するなど、傾斜地農法「にし阿波の傾斜地農耕システム」の啓発と世界農業遺産認定への気運向上に努めてきた。

認定後の現在、町内外へのアピールと地域活性化を図るため、「議会だより」での啓発は継続して行っている。この伝統ある大切な資源をどのように守り、地域をどのように活性化させていくのか、重要課題への取組みは始まったばかりである。